

主 文

- 1 原告 A の請求をいずれも棄却する。
- 2 被告 B らの請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第一事件及び第二事件を通じ、原告 A に生じた費用の 4 分の 1
5 及び被告 B らに生じた費用の各 5 分の 2 を原告 A の負担とし、原告 A 及び被告
B らに生じたその余の費用並びに被告 C に生じた費用を被告 B らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請求

1 第一事件

10 被告 B らは、原告 A に対し、連帯して 2 9 9 万 6 0 0 0 円及びこれに対する
令和 3 年 9 月 1 7 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を支払え。

2 第二事件

原告 A 及び被告 C は、被告 B らそれぞれに対し、連帯して 2 2 0 万円及びこ
れに対する令和 2 年 9 月 1 5 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を支
15 払え。

第 2 事案の概要

第一事件は、原告 A が、ツイッター（インターネットを利用してツイートと
呼ばれる短文のメッセージ等を投稿することができる情報ネットワーク）のウ
ェブサイトに被告 B らがした投稿の内容が、原告 A の死亡した子に対する敬愛
20 追慕の情を侵害するものであるなどと主張として、被告 B らに対し、民法 7 0
9 条、7 1 9 条に基づき、慰謝料等 2 9 9 万 6 0 0 0 円及びこれに対する不法
行為後である令和 3 年 9 月 1 7 日から支払済みまで民法所定の年 3 分の割合に
よる遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

第二事件は、被告 B らが、原告 A が被告 C を訴訟代理人として行った第一事
25 件の訴えの提起等が違法な行為であると主張して、原告 A 及び被告 C に対し、
民法 7 0 9 条、7 1 9 条に基づき、それぞれ慰謝料等 2 2 0 万円及びこれに対

する不法行為後である令和2年9月15日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

1 前提事実

(1) 原告Aの長女であるD(以下「亡長女」という。)は、令和2年5月23日、
5 自死した(甲2、弁論の全趣旨)。

(2) 原告Aは、亡長女の死亡後、亡長女のツイートに対して別紙投稿記事目録記載の返信(以下「本件返信」という。)が投稿されたような外観の画像(以下「本件画像」という。)を入手し、本件返信により亡長女が誹謗中傷されたと考えて、弁護士である被告Cに対応を依頼した(甲1、丙22)。

10 (3) 被告Cは、令和2年6月10日以降、原告Aの代理人として、本件画像に本件返信の投稿主体として表示されたアカウント(以下「本件アカウント」という。)に係る発信者情報開示請求に関する手続を行い、一定の時期にされた本件アカウントへのログインの際のIPアドレスの一部を管理する経由プロバイダ(以下「本件プロバイダ」という。)から、当該IPアドレスを割り
15 当てられた契約者が被告Bである旨の発信者情報の開示を受けた(甲5～8、丙22、弁論の全趣旨)。

(4) 被告Cは、令和3年8月19日、原告Aの訴訟代理人として、被告B及びその同居の家族のうち3名(被告Bら)を相手に、第一事件の訴えを提起した(甲9、顕著な事実)。

2 争点に関する当事者の主張

20 本件の争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおりである。

(1) 被告Bらが本件返信を投稿したか(第一事件の争点)

(原告Aの主張)

被告Bらは、亡長女の死亡後、本件返信を本件アカウントからツイッター
25 に投稿した。

(被告Bらの主張)

否認する。本件画像は捏造されたものであり、本件返信が本件アカウントから投稿された事実自体が存在しない。仮に本件返信が本件アカウントから投稿されていたとしても、当該投稿は被告 B らがしたものではない。よって、被告 B らが亡長女を誹謗中傷した事実はない。

5 (2) 原告 A の損害（第一事件の争点）

（原告 A の主張）

原告 A は、被告 B らの不法行為により、①亡長女に対する敬愛追慕の情を侵害されたことによる精神的苦痛に係る慰謝料 2 0 0 万円、②弁護士費用 2 0 万円及び③発信者情報開示請求に関する調査費用 7 9 万 6 0 0 0 円の合計
10 2 9 9 万 6 0 0 0 円の損害を被った。

（被告 B らの主張）

否認し、争う。

(3) 第一事件の訴えの提起等の違法性の有無（第二事件の争点）

（被告 B らの主張）

15 被告 B らが本件返信を投稿して亡長女を誹謗中傷した事実はなく、原告 A 及び被告 C（インターネット上の誹謗中傷の問題に詳しく発信者情報開示請求に関する著作も複数ある弁護士）は、次のア、イの事情からすれば、そのことを知り又は容易に知り得た。しかるところ、原告 A 及び被告 C は、本件プロバイダに対する発信者情報開示請求や第一事件に係る訴えの提起を行い、
20 遅くとも本件プロバイダが被告 B に対する意見照会書を作成した令和 2 年 9 月 1 5 日以降、被告 B らの平穏な生活を送る権利を侵害したものといえるから、その行為は、被告 B らに対する違法な行為となる。

ア 本件画像の外観には不審な点が複数存在しており、本件画像が第三者から原告 A に提供された出所不明のものであったこと、スクリーンショット
25 を用いたツイートの捏造が容易であり社会的問題にもなっていたこと等からすれば、本件画像が捏造されたものであることを疑って然るべきところ、

本件画像については捏造を指摘するツイートがされるなどしており、遅くとも令和2年6月24日には、本件アカウントのユーザーIDを検索エンジン等で検索することにより、容易に上記ツイートを発見して本件画像が捏造されたものであることを知ることができた。

5 イ 仮に本件返信が本件アカウントから投稿されたものであるとしても、当該投稿に係る本件アカウントへのログインの際のIPアドレスが仮処分決定により開示されたものであると特定することは不可能であるし、被告Bらの家族構成等を調査すれば、本件アカウントへのログインがあった時間帯に被告Bらが自宅の回線等を利用していないことは明らかであるから、
10 被告Bらが本件返信を投稿したものでないことは容易に知り得た。

(原告A及び被告Cの主張)

否認し、争う。発信者情報開示請求に関する手続において本件画像が捏造されたものであるといった指摘がなかったこと等に照らすと、被告Bらが亡長女を誹謗中傷した事実がないことを容易に認識し得たとはいえない。

15 (4) 被告Bらの損害(第二事件の争点)

(被告Bらの主張)

被告Bらは、原告A及び被告Cの不法行為により、①平穏な生活を送る権利を侵害されたことによる苦痛に係る慰謝料各200万円及び②弁護士費用各20万円の合計各220万円の損害を被った。

20 (原告A及び被告Cの主張)

否認し、争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。
25

(1) 本件画像の入手等

5 ア 原告 A は、令和 2 年 6 月 3 日、被告 C に対し、亡長女を誹謗中傷するツイート等が多数投稿されているとして、これを行った者を特定したいなどと相談したところ、誹謗中傷と思われる投稿の URL やスクリーンショットを送るよう指示されたため、同日、本件画像を含む多数の画像のデータを被告 C に送信した（甲 2 2、丙 2 2、被告 C 本人）。

 イ 被告 C は、その後、本件画像に表示された本件アカウントのユーザー ID を検索エンジンに入力して検索を行うなどしたところ、非公開設定がされた状態の本件アカウントを発見したが、本件返信が投稿されたことを確認することはできなかった（丙 2 2、被告 C 本人）。

10 (2) 発信者情報開示請求等

 ア 被告 C は、令和 2 年 6 月 1 0 日、原告 A の代理人として、ツイッターの運営会社を相手に、本件アカウントにログインした際の IP アドレス等の開示を求める仮処分を申し立て、その後、これを認容する決定を得て、同年 5 月 2 5 日から同年 7 月 1 3 日までの間の当該 IP アドレス等の開示を受けた（甲 5、6、丙 2 2）。

15 イ 被告 C は、上記アのとおり開示を受けた IP アドレスを管理する二つの経由プロバイダに対して発信者情報の開示を求めたところ、一方からは発信者が特定できない旨の回答を受け、他方（本件プロバイダ）からは開示を拒否する旨の回答を受けたため、本件プロバイダを相手に発信者情報開示請求訴訟を提起し、その後、これを認容する判決を得て、令和 3 年 7 月 2 7 日頃、前記前提事実(3)のとおり、本件プロバイダから上記 IP アドレスを割り当てられた契約者が被告 B である旨の発信者情報の開示を受けた（甲 7、8、丙 2 1、弁論の全趣旨）。

20 (3) 第一事件の訴えの提起

25 ア 被告 C は、令和 3 年 8 月 2 日、被告 B の世帯全員の住民票を取り寄せて、被告 B らと当時 8 歳の子の合計 5 名が同居していることを確認した（甲 9）。

イ 被告 C は、令和 3 年 8 月 1 9 日、前記前提事実(4)のとおり、原告 A の訴訟代理人として、被告 B らを相手に、第一事件の訴えを提起した。

2 争点(1) (被告 B らが本件返信を投稿したか) について

(1) 原告 A は、本件返信が本件アカウントから投稿されたことを前提に、被告 B らが当該投稿をしたと主張して、本件画像(甲 1)を証拠として提出する。

しかしながら、本件画像は亡長女のツイートへの返信投稿のような外観を有するところ、返信投稿であれば返信先や投稿日時が表示されるはずであるにもかかわらず(乙 1 1)、本件画像にはこれらの表示がない(甲 1)。そして、本件画像が、その外観に照らし、返信投稿自体ではなく、ツイートに添付された画像を表示させた画面をスクリーンショットしたものと認められること(甲 1、乙 8)をも併せ考慮すると、本件画像については、トリミング(切り抜き)等の加工がされている可能性が高いものといえる。さらに、前記認定事実(1)のとおり、本件画像の出所は不明であり、被告 C は本件返信自体の存在を確認できなかったところ、亡長女の死亡の翌日である令和 2 年 5 月 2 4 日に本件画像が添付されたツイートを投稿したアカウントについては、捏造した画像を投稿しているとの指摘がインターネット上でされており、本件画像についても同アカウントの利用者が捏造したものであるとするツイートがされていることが認められる(乙 1 2～1 6)。

なお、原告 A は、ツイッターは表示させる環境によって表示形式が異なるから、返信先や投稿日時が表示されていなくても不自然ではないと主張するが、表示環境によって返信投稿に返信先や投稿日時が表示されない場合があることを認めるに足りる証拠はない。

(2) 以上によれば、本件画像は捏造されたものである可能性を否定できないから、本件画像があることをもって直ちに本件返信が本件アカウントから投稿されたと認めることはできず、ほかにこれを認めるに足りる的確な証拠もない。そうすると、本件返信が本件アカウントから投稿されたことを前提とす

る原告 A の請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がない。

3 争点(3) (第一事件の訴えの提起等の違法性の有無) について

(1) 第一事件の訴えの提起の違法性の有無について

5 ア 訴えの提起が相手方に対する違法な行為といえるのは、当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係(以下「権利等」という。)が事実的、法律的根拠を欠くものである上、提訴者が、そのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く
10 と認められるときに限られるものと解するのが相当である(最高裁昭和63年1月26日第三小法廷判決・民集42巻1号1頁参照)。

 イ 第一事件において原告 A が主張した権利等については、前記2のとおり、本件返信が本件アカウントから投稿されたと認めるに足りる証拠はなく、被告 B らが亡長女を誹謗中傷したとはいえないから、事実的、法律的根拠
15 を欠くものであったといわざるを得ない。しかしながら、原告 A 及び被告 C が、被告 B らが亡長女を誹謗中傷した事実がないことを知りながら、第一事件の訴えを提起したと認めるに足りる証拠はない。

 ウ そこで、通常人であれば被告 B らが亡長女を誹謗中傷した事実がないことを容易に知り得たか否かについて検討する。

20 まず、本件画像(甲1)については、ツイートに対する返信であれば表示されるはずの返信先や投稿日時が本件画像には表示されていないといった事情はあるものの、これらの表示が返信投稿の外観上主要な構成要素であるとまではいえないこと等に照らすと、本件画像が一見して明らかに捏造されたものであるとはいえない。そして、第一事件の訴えが提起された当時、スクリーンショットを用いたツイートの捏造が容易であることが
25 指摘されるなどしていたとしても、捏造された画像のために権利侵害を行

っていない者が誤って提訴されたといった事案が知られていたとは認められないこと等に鑑みると、直ちに本件画像が捏造されたものであることを疑うべきであったとまではいうことができない。なお、被告 B らは、本件アカウントのユーザー ID 等を検索エンジン等で検索すれば、本件画像が捏造されたものであることを指摘するツイート等を容易に発見することができたと主張し、これに沿う証拠もある（乙 28 の 1・2、37～40）。しかしながら、第一事件の訴えを提起するまでに被告 B らの指摘するような検索を行うことによって上記ツイート等を容易に発見し得たか否かは必ずしも明らかでない上（丙 25、26）、仮にこれらが発見したとしても、それ自体も信頼性の明らかでないインターネット上の情報にすぎないことからすれば、これをもって直ちに本件画像が捏造されたものであると断ずることはできない。そうすると、本件アカウントが非公開設定をされた状態であり、本件返信自体の存在を確認することができなかったこと等を考慮しても、第一事件の訴え提起の時点において、通常人であれば本件画像が捏造されたものであることを容易に知り得たとまでは認められない。

次に、被告 B らは、仮に、本件返信が本件アカウントから投稿されたものであるとしても、①仮処分決定により開示された IP アドレスは、当該投稿がされた後のログインの際のものである上、本件プロバイダが固定 IP アドレスを付与していないことから、当該投稿の時点で被告 B に割り当てられたものと同一であるとは確認できず、本件返信が投稿された際の本件アカウントへのログインに当該 IP アドレスが用いられたものと特定することは不可能である、②被告 B らは、本件アカウントへのログインがあった時間帯の大半は外出等のために本件プロバイダが提供する自宅の回線を使用しておらず、また、本件アカウントへのログインには、被告 B らのうち 2 名が使用していた携帯電話に係る経由プロバイダが管理する IP アドレスも用いられていたものの、当該ログインがあった時間帯の大半は上記

両名とも携帯電話を使用していなかったから、被告 B らが本件アカウントにログインして本件返信を投稿したものでないことは明らかであり、このことは、被告 B らの家族構成等の調査により容易に知り得たなどと主張する。しかしながら、上記①の点については、ツイッターへの個別の投稿に用いられた IP アドレスは記録されないところ（甲 6、弁論の全趣旨）、本件アカウントへのログインの際のものとして開示された IP アドレスを割り当てられた契約者と無関係の者が本件アカウントにログインしていたことをうかがわせる事情は認められないから、この点をもって、直ちに本件返信が被告 B ら以外の者によって投稿されたことを疑うべきものということとはできない。また、上記②の点については、被告 B らの家族構成等から自宅等の回線を利用する時間帯を含む具体的な生活状況等が直ちに明らかになるとはいいい難い上、一般にパスワード等によって保護された回線を第三者が不正に使用することは容易ではないこと、他方、被告 B らは、最年少者でも当時 14 歳であり（甲 9）、いずれもツイッターのアカウントを有する可能性を否定できなかったこと等をも考慮すれば、被告 B らのいずれについても、本件返信を投稿したものでないことが明らかであったということとはできない。第一事件の訴えの提起に先立つ発信者情報開示請求に関する手続において、被告 B が、本件プロバイダからの照会に対し、第三者による回線の不正使用の可能性を指摘するなどして関与を否定していたこと（甲 27、乙 19）は、当該回答に客観的な裏付けがあったわけではないことを踏まえると、上記の認定評価を左右しないというべきである。以上によれば、第一事件の訴えの提起の時点において、通常人であれば被告 B らが本件返信を投稿したものでないことを容易に知り得たとは認められない。

以上のほか、本件訴えの提起に先立つ発信者情報開示請求訴訟において原告 A の請求を認容する判決が確定していることをも併せ考慮すれば、本

件訴えの提起の時点において、通常人であれば被告 B らが本件返信を投稿して亡長女を誹謗中傷した事実がないことを容易に知り得たということとはできない。この点は、被告 C がインターネットの誹謗中傷に詳しく発信者情報開示請求に関する著作も複数ある弁護士であったとしても、変わる

5

エ そうすると、原告 A 及び被告 C が、第一事件に係る権利等が事実的、法律的根拠を欠くものであることを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したとはいえず、ほかに、第一事件の訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くというべき事情も認められない。

10

よって、第一事件の訴えの提起が被告 B らに対する違法な行為ということとはできない。

(2) 発信者情報開示請求の違法性の有無について

ア 前記(1)において認定説示したところや、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に定める発信者情報開示請求に関する手続の位置付けのほか、発信者の特定に必要な情報は短期間で消去されるところ（弁論の全趣旨）、原告 A が被告 C に送付した画像が多数に上っており、個々の画像の精査に充てられる時間は限られていたこと（前記認定事実(1)）等をも併せ考慮すると、本件プロバイダに対する発信者情報開示請求が被告 B らに対する違法な行為ということとはできない。

15

20

イ なお、被告 B らは、本件アカウントは複数の IP アドレスによってログインがされており、本件返信の投稿に係る IP アドレスは特定されていなかったにもかかわらず、原告 A 及び被告 C が漫然と本件プロバイダの管理する IP アドレスについてのみ発信者情報開示請求を行ったのは不合理であるなどと主張する。

25

しかしながら、ツイッターへの個別の投稿に用いられた IP アドレスは

記録されないところ、本件アカウントへのログインの際のものとして開示された IP アドレスを割り当てられた契約者と無関係の者が本件アカウントにログインしていたことをうかがわせる事情は認められないことは前記(1)ウのとおりである。そして、ログインに係る IP アドレスを管理する他の経由プロバイダからは発信者が特定できない旨の回答を受けたこと（前記認定事実(2)イ）をも考慮すれば、原告 A 及び被告 C が本件プロバイダに対してのみ発信者情報開示請求を行ったことが不合理であるということ

はできない。
よって、被告 B らの上記主張は採用することができない。

(3) 小括

以上によれば、被告 B らの請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がない。

第 4 結論

以上のとおりであって、原告 A の請求及び被告 B らの請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第 16 民事部

裁判長裁判官 山 本 拓

裁判官 村 上 貴 昭

裁判官 山 下 栗 菜